

令和３年１２月９日

〒「〒表記」
天草市「住所」

「被保険者１」様

天草市高齢者支援課長

介護サービス利用者負担金の免除の終了について

日頃より、本市の介護保険制度にご理解、ご協力いただきありがとうございます。また、この度の災害で被災されました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和２年７月豪雨により全半壊または床上浸水等の被害を受けられた介護保険被保険者の皆様につきまして、介護サービス事業所等の窓口での利用者負担金の支払い免除を行っているところですが、この取り扱いについて、令和３年１２月３１日をもって終了することとなりました。

このため、令和４年１月１日以降は、従来通り、介護保険負担割合証に記載された負担割合による利用者負担金の支払いが必要となりますのでお知らせします。

今後も被保険者の皆様が、地域において安心して介護サービスを受けられ、健やかな生活を営むことができますよう、安定した保険財政運営と円滑な制度運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

１ 支払い猶予・免除の期間

令和２年７月４日 から 令和３年１２月３１日（終了）

※令和４年１月１日以降の介護サービス利用の際は、利用者負担金等のご負担が必要です。

２ 令和４年１月１日以降の免除証明書の取扱い

不要となられました免除証明書は令和４年１月１日以降に破棄していただくか、最寄りの市役所（本庁高齢者支援課・牛深支所市民生活課・各支所まちづくり推進課）へ返却ください。

※この通知は、介護サービスの利用が無い方にも送付しています。

〔お問い合わせ〕

天草市 高齢者支援課介護給付係 佐々木
TEL:0969-24-8806（直通）